



◆自治会総会開催のお知らせ◆

2023 年度の事業報告と、今後の活動計画をご審議いただきたく、通常総会を下記の通り開催いたしますので、みなさまのご参加をお願いします。なお、正式なご案内と議案書を 4 月 1 日頃配布しますので、同封の出欠表をブロック長へご提出ください。

よろしく願いいたします。【会長】

日時：2024 年 4 月 14 日（日）午後 2 時 0 0 分～

場所：宇治市中央公民館 展示集会室

「令和 6 年能登半島地震災害義援金」
総会受付に募金箱を設置します
(宇治市中央公民館・折居台自治会)

◆「防災出前講座」を開催◆

1 月 28 日（日）、宇治市危機管理室をお招きして、32 名の皆さんにご参加いただきました。震災時、ガスを止めるだけでなく、電気のブレーカーを落とす事が火事を防ぐ、避難場所にはほぼ何も無いので各自宅で災害に備えた準備をして欲しいなど、身の引き締まる貴重なお話が伺えました。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。【自主防災会】



◆子ども花みこしのお知らせ◆

折居台子供会は今年も引き続き子ども花みこしを開催します。どなたでも参加自由ですので、皆さんぜひお越しください！

日時 3 月 31 日(日) 10 時～11 時

集合 4 丁目集会所

9 時半受付

★おみこしの飾りつけ

日時 3 月 22 日(金)14 時～

場所 4 丁目集会所



※詳細は別にお知らせを回覧

しますのでそちらをご覧ください。【子供会】

◆高齢化問題等に対する特別対策委員会を設置しました◆

2023 年度総会資料にて示された高齢化問題等を背景とした「折居台自治会の現状と課題」については、長年語られながらも進展がなかった問題がいよいよ浮き彫りとなり、もはや現状維持すら厳しい喫緊の課題であることを示すものとなりました。

そこで今年度の総会承認済事業計画にもある通り、自治会会則第 35 条に基づき特別対策委員会の設置を 10 月役員会において決定し、歴代会長経験者の方などにお集まりいただき 12 月に第 1 回会合を開催しました。以降、月 1 回ペースで「安全で心地よい住環境を維持する」ために「役員のなり手減少問題」「ブロック不均衡」「防犯防災機能の強化」などの議論を深める予定です。【役員会一同】

◆集会所管理者決定のお知らせ◆

折居台ニュース第3号での管理者募集の結果をふまえ、2024年度の管理者を決定しました。

南（一丁目）：萬谷 顯一さま（再任）

北（二丁目）：越野 孝之さま（再任）

東（四丁目）：山下 富子さま（新任）

【集会所運営管理委員会】

◆迷惑駐車パトロール報告◆

本年度2回目のパトロールを実施しました。

実施期間 12月13日(水)～15日(金)

1丁目 2台 3丁目 1台

2丁目 2台 4丁目 2台

1月に入ってから折居台の歩道に駐車している原付バイクに駐車違反のシールが貼られているのを見かけました。警察署も不定期にパトロールしているようです。ご近所から迷惑に思われるだけでなく、罰金徴収されるのは本人にとっても非常に不本意と思われます。ぜひ自重されることをおすすめします。【環境美化委員】

◆集会所を利用しませんか◆

仲間が集まって活動したいけれど、毎回場所を探すことや利用料の負担が大変で…そんな悩みをお持ちではありませんか。

自治会の「えがおネットワーク」として登録申請して集会所を利用してはいかがでしょうか。

登録の要件や申請方法について詳しくは第二副会長または文化スポーツ委員まで。（便覧名簿参照）



【文化スポーツ委員】

◆秋の公園清掃◆

12月3日（日）公園清掃を実施しました。

ご参加いただき有難うございました。

一丁目 20名 56袋

二丁目 18名 32袋

三丁目 12名 44袋

四丁目 13名 26袋 【環境美化委員】

◆歳末たすけあい募金◆57件 35,000円寄付しました。

ご協力いただいた皆様ありがとうございました。【副会長】



◆建替え・増築・リフォームをされる場合（建築協定区域内の方）◆

建替え・増築をされる場合は、建築協定委員会に申請書の提出が必要（新築時の図面の提出も必要）となります。宇治折居台地区建築協定の内容については、自治会便覧または『折居台自治会公式サイト』⇒『建築協定委員会』⇒『宇治折居台地区建築協定書』により確認願います。

[建築協定委員会 | 折居台自治会公式サイト \(oriidai.com\)](http://oriidai.com)

※業者の方には、市役所から建築協定申請書を折居台建築協定委員会に申請するよう指示があります。

内装工事、外壁の塗り替え、ベランダの付け替え（現状同様のもの）については申請書の提出は不要です。ただし、屋根、外壁等については「住民憲章」に、『落ち着いた低迷彩度のものとする』とありますので順守をお願いいたします。折居台建築協定委員会では、『宇治市景観計画』の内容を参考に色彩についてお願いしております。

※宇治市景観計画は、1000㎡以上の大規模建築物の規制であり個人宅には適用されませんが、おおよその目安として採用しています。『宇治市景観計画、景観形成ガイドライン』で検索できます。

[宇治市まちづくり・景観条例について - 宇治市公式ホームページ \(city.uji.kyoto.jp\)](http://city.uji.kyoto.jp)

【建築協定委員会】